

令和8年度長崎県メディア及びインフルエンサーを活用した インバウンド向け観光プロモーション業務 仕様書

1. 委託業務名

令和8年度長崎県メディア及びインフルエンサーを活用したインバウンド向け観光プロモーション業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

3. 委託業務の目的

令和8年1月に、米国の有力紙である「ニューヨーク・タイムズ」が発表した「今年行くべき52か所」に長崎が選出されたことを一つの契機として、欧米豪からのさらなる誘客を図るため、同紙で紹介された施設等をはじめ、軍艦島や潜伏キリシタン関連遺産といった世界文化遺産、平和関連施設（平和公園、原爆資料館など）のほか、長崎の食文化など、県全体の魅力について、欧米豪及び韓国・台湾・香港に訴求力のある現地メディアやインフルエンサー等を活用した効果的なプロモーションを実施する。あわせてOTA等を活用した県内周遊の促進及び滞在時間の延伸を図る。

4. 実施主体

一般社団法人長崎県観光連盟（以下、県観連という。）

5. 業務内容

上記3の業務目的を達成するため、海外メディア及びインフルエンサーを活用した情報発信を通じて、長崎県の多様な観光資源の魅力を効果的に発信するとともに、来訪及び県内周遊につながる行動導線の構築を一体的に実施するものとする。

次の業務内容について、具体的に企画・提案すること。ただし、詳細な事業内容については、受託者決定後、県観連と協議して決定するものとする。

(1) 海外メディアを活用した情報発信

- 欧米豪、韓国、台湾、香港の各市場特性に応じた海外メディアを長崎県内に招聘し、取材・制作を行い、記事、特集、オンラインコンテンツ等を通じて各市場に向けた情報発信を実施すること。
- 招聘するメディア（ライター）の候補として、ニューヨーク・タイムズに長崎を推薦した日本在住のライターを含めること。
- 情報発信にあたっては、単なる観光スポットの紹介に留まらず、テーマ性やストーリー性を重視し、長崎県が有する歴史、文化、自然、食等の多様な魅力が旅行先としての選択につながるよう工夫すること。
- 欧米豪市場においては、主にオンラインメディアやデジタルコンテンツを中心とした発信を行うこと。
- 韓国、台湾、香港市場においては、オンラインメディアに加え、紙媒体（ライフスタイル誌等）での特集記事掲載についても、各市場の情報取得行動や閲読習慣を踏まえ、効果的に組み合わせた情報発信を行うこと。

○招聘、取材、制作、掲載に係る調整・手配（取材先との調整、宿泊、交通、通訳、ガイド、撮影に係る許認可取得等）については、受託者の責任において行うこと。

（2）インフルエンサーを活用した情報発信

○欧米豪を中心とした市場において影響力を有するインフルエンサーを複数名起用し、動画やSNS等を活用した情報発信を行うこと。なお、インフルエンサーの起用人数は5人～10人程度を基本とする。

○起用予定のインフルエンサーについて、簡単なプロフィールや実績、各種SNSのフォロワー数を示すこと。なお、起用するインフルエンサーの条件等は特に設けませんが、事業の目的に合致したインフルエンサーを人選し提案すること。

○発信内容については、長崎県内での体験や周遊の様子を外国人目線で分かりやすく伝え、視聴者が実際の訪問を具体的に想起できるような構成とすること。

○起用するインフルエンサーの国・地域、発信媒体、映像の形式（長尺・短尺等）については、事業効果を最大化する観点から提案するものとし、実際に事業を進める際は、県観連と協議のうえ決定するものとする。

（3）行動喚起を目的としたプロモーション

○（1）および（2）で制作した記事、映像等のコンテンツを活用し、来訪及び県内周遊につながる行動喚起を目的としたプロモーションを実施すること。

○プロモーション手法としては、以下の取組を例としつつ、市場特性や事業効果を踏まえ、適切な手法を組み合わせる実施すること。

■欧米豪の旅行者が活用するOTAサイト等への誘導

■デジタル広告の配信

■レンタカー利用を含めた県内周遊の訴求 等

（4）効果測定及び分析

○本業務で実施した各施策で得られた属性データ（年齢、性別、地域、視聴完了率、離脱ポイント等）を詳細に把握し、効果測定及び分析を行うこと。

○分析結果については、単なる数値報告に留まらず、今後のインバウンド誘客施策に活かすための具体的な考察・提言を報告書に含めること。

（5）その他提案

上記業務内容のほか、本業務の目的達成に資すると認められる効果的な情報発信手法やプロモーション施策がある場合は、予算の範囲内で提案すること。

6. 目標KPI

○受託者は、本業務の目的および業務内容を踏まえ、成果指標（KPI）およびその数値目標を提案すること。

○提案されたKPIおよび数値目標については、業務開始前に県観連と協議のうえ決定し、決定したKPIに基づき事業を実施するとともに、業務完了時に達成状況の検証および分析を行うものとする。

○KPIの提案にあたっては、以下のような指標を参考とすること。

■メディア掲載件数

■YouTube動画視聴回数

■インフルエンサー投稿のリーチ・エンゲージメント数

7. 業務実施体制

業務実施にあたっては、次の実施体制のもと業務を運営することとし、受託者は企画提案書において業務実施体制を明確に示すこと。

- (1) 受託者は、本事業を円滑に遂行するために、県観連の事業担当者と一元的に連絡調整を行い、また、全体の責任を負う全体業務統括責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を担うこと。
- (2) 事業進捗等の確認
県観連は、全体統括責任者に対して、適宜事業進捗等の確認を行うものとし、同全体統括責任者は、同確認に対し、誠実に対応するものとする。
- (3) ミーティングの実施
○受託者は、県観連と適宜ミーティング（オンライン含む。）を行い、事業の進捗状況の報告や情報共有等を行うこと。
○ミーティング後は、簡潔な議事録を作成し速やかに県観連に提出すること。

8. 予算額

46,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

9. 報告書及び成果品の提出

業務完了後、遅滞無く次のものを提出すること。

- (1) 業務完了報告書
県観連が定める様式にて作成し、1部提出すること。
- (2) 成果品
 - ①業務実績報告書（概要版と詳細版）〔紙媒体及び電子データ〕
 - ②本事業で制作したクリエイティブデータ（電子データ）
 - ③成果品の電子データは、USB等の記録媒体に収めて提出すること。
また、編集可能な電子データについても提出すること。

10. 著作権・肖像権等の取扱いおよび成果物の権利帰属

- (1) 受託者は、県観連が支給する資料・写真等を除き、本業務により制作される成果物（ウェブサイト等の媒体に使用するために撮影した画像・映像等を含む。）について、第三者の著作権、所有権、肖像権その他一切の権利を侵害しないことを保証するものとする。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、必要な権利許諾の取得、手続、使用料・出演料等の支払いその他一切の費用および責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 写真・映像等の被写体が人物である場合や、出演者を起用する場合には、肖像権その他人格的権利の侵害が生じないように十分留意し、権利処理および出演料の支払い等の手続は、すべて受託者の責任において行うものとする。
- (4) 本業務の履行に伴い発生する成果物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、事業実施者が従前から権利を有しているものを除き、すべて県観連に帰属するものとする。
- (5) 県観連は、当該成果物を期間の制限なく無償で、自らの業務に必要な範囲におい

て、あらゆる媒体・方法により利用、公開、放送、編集および改変できるものとする。

- (6) 成果物に係る著作者人格権について、受託者は将来にわたりこれを行使しないものとし、また、本作品の制作に関与した者についても、著作権の主張および著作者人格権を行使させないことを保証する。
- (7) 本項に定める著作権、肖像権その他知的財産権に関し、第三者との間に紛争等が生じた場合には、受託者が自らの責任および費用においてこれに対処するものとする。
- (8) 本業務を第三者に再委託する場合においても、本項の規定はすべて適用されるものとし、受託者は当該第三者との間で必要な調整を行い、発生する権利処理および責任を負うものとする。
- (9) その他、著作権・肖像権等の取扱いについて疑義が生じた場合には、県観連と協議の上、別途定めるものとする。

11. その他留意事項

- (1) 業務実施にあたっては、県観連ほか関係機関と十分に企画検討、連絡調整等の協議を行い、業務の進捗状況、計画等について、随時報告を行うこと。
- (2) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、第三者に漏らさないこと及び他の目的に使用しないこと。
- (3) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費等）の一切を含む。
- (4) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ県観連の承認を得た場合はこの限りではない。
- (5) 契約締結については、日本語による契約締結を原則とする。
- (6) 但し、日本語による契約締結が困難である場合には、外国語で作成した契約書の内容を網羅した日本語の翻訳文書（受託者の責任ある立場の者が確認したことが分かる押印等があるもの）を提出すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、県観連と別途協議の上、処理すること。